

■羽曳野市介護保険条例施行規則 平成 12 年羽曳野市規則第 29 号〈抜粋〉

(介護認定審査会の委員の定数)

第 2 条 条例第 2 条に規定する羽曳野市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員のうち、認定審査会に置く介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 9 条第 1 項に規定する合議体(以下「合議体」という。)に所属する委員の定数は 64 人とし、合議体に所属しない委員の定数は 6 人以内とする。

(合議体の数及び委員の定数)

第 3 条 認定審査会に置く合議体の数は、16 とする。

2 令第 9 条第 3 項に規定する合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

(合議体の長)

第 4 条 合議体の長は、当該合議体の事務を総理し、当該合議体を代表する。

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 認定審査会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号 の定めるところによる。

(庶務)

第 11 条 認定審査会の庶務は、保健福祉部介護予防支援室高年介護課において行う。